

静岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月12日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第32号

静岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

静岡県中小企業高度化資金貸付規則（昭和47年静岡県規則第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(資金の種類等) 第4条 (略) 2 (略) 3 中小企業高度化資金の利率は、年 <u>0.35パーセント</u> とする。ただし、別表第5に掲げる要件に該当する場合は、無利子とする。 附 則 5 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間にした貸付けの決定に係る貸付金及び当該期間に借主が第14条第2項又は第3項の担保を確保するため必要な行為をした貸付金であつて、金融機関保証のみによつて債権の保全が図られているものについての第4条第3項の規定の適用については、同項中「 <u>0.35パーセント</u> 」とあるのは「 <u>0.15パーセント</u> 」とする。	(資金の種類等) 第4条 (略) 2 (略) 3 中小企業高度化資金の利率は、年 <u>0.40パーセント</u> とする。ただし、別表第5に掲げる要件に該当する場合は、無利子とする。 附 則 5 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間にした貸付けの決定に係る貸付金及び当該期間に借主が第14条第2項又は第3項の担保を確保するため必要な行為をした貸付金であつて、金融機関保証のみによつて債権の保全が図られているもの <u>の利率は、第4条第3項本文の規定にかかわらず、年0.15パーセントとする。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の静岡県中小企業高度化資金貸付規則第4条第3項の規定は、この規則の施行の日以後の貸付けの決定に係る貸付金について適用し、同日前の貸付けの決定に係る貸付金については、なお従前の例による。